

市第 33 号議案 平成 25 年度横浜市一般会計補正予算(第 1 号)(関係部分)

平成25年度5月補正予算案について

25 年度 5 月補正では、保育士の処遇改善など 25 年度当初予算で未反映となっている国予算等への対応や、国の 24 年度経済対策補正に盛り込まれた緊急雇用創出事業を実施します。

また、臨時的な対応が必要な財団法人横浜開港 150 周年協会への補助を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	17 事業	2,197 百万円
特別会計	2 会計	2,403 百万円
企業会計	1 会計（企業債等の財源更正）	
全会計総計		4,600 百万円

※網掛け部分が当局所管

1. 一般会計の歳入補正

ア 市税

685 百万円【当局所管】

予算議案 2 ページ 予算説明書 15 ページ

※ 2 ページ 参考 参照

イ 国庫支出金

294 百万円

（子ども青少年費、教育費国庫補助金を収入見込額にあわせ補正）

ウ 県支出金

1,218 百万円

（子ども青少年費県補助金、緊急雇用創出事業費補助金を収入見込額にあわせ補正）

エ 諸収入

413 千円

（雑入を収入見込額にあわせ補正）

平成25年度 市税実収見込額及び予算計上額

(単位：百万円)

税 目	実収 見込額 a	当初 予算額 b	5月補正後 予算額 c	差 引		
				当初 留保額 a - b	5月補正 活用額 b - c	5月補正後 留保額 a - c
市 民 税	341,908	341,908	341,908	0	0	0
個人市民税	287,064	287,064	287,064	0	0	0
法人市民税	54,844	54,844	54,844	0	0	0
固 定 資 産 税	261,627	258,627	259,312	3,000	△ 685	2,315
軽 自 動 車 税	1,909	1,909	1,909	0	0	0
市 た ば こ 税	23,571	23,571	23,571	0	0	0
事 業 所 税	17,342	17,342	17,342	0	0	0
都 市 計 画 税	54,993	54,993	54,993	0	0	0
そ の 他	78	78	78	0	0	0
計	701,428	698,428	699,113	3,000	△ 685	2,315

2. 一般会計の歳出補正

(1) 国予算等への対応

ア 私立幼稚園就園奨励補助事業

23 百万円〔国費 85 一般財源▲62〕

私立幼稚園児の保護者の経済負担を軽減するため、私立幼稚園の保育料等の一部を補助する幼稚園就園補助事業について、国において補助単価の改定がありました。これに合わせて本市の補助単価の改定等を行います。

【国における補助単価改定のポイント】

- ・ 補助単価の引き上げ
- ・ 幼稚園に同時就園する第3子以降の園児について所得制限を撤廃し、補助対象化

【国における単価改定を踏まえた、本市の補助単価】

例) 兄弟のいない1人目の場合 (一人当たり年額)

(単位：円)

区 分	補正前			補正後		
		国費	市費		国費	市費
生活保護世帯	226,200	226,200	0	229,200	229,200	0
市民税非課税世帯	196,200	196,200	0	199,200	199,200	0
市民税所得割非課税世帯	196,200	196,200	0	199,200	199,200	0
市民税所得割 77,100円以下の世帯	132,200	112,200	20,000	132,200	115,200	17,000
市民税所得割 211,200円以下の世帯	107,200	49,800	57,400	107,200	62,200	45,000
市民税所得割 211,200円を超える世帯	48,000	0	48,000	48,000	0	48,000

※今回の国補助単価引き上げに伴い市上乗せ補助額は減額

イ 保育士等処遇改善臨時特例事業

1,140 百万円〔県費 867 一般財源 273〕

国の24年度経済対策補正で創設された「保育士等処遇改善臨時特例事業」に基づき、県の「安心こども基金」に上乗せされた財源(1,579百万円)を活用して、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所に対し助成を行い、保育士の確保を進めます。

◆国制度の概要

〔概要〕

- ・ 保育士の処遇改善のため、保育所運営費の「民間施設給与等改善費」を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に、「保育士等処遇改善臨時特例事業」として交付。
- ・ 交付対象は私立保育所(私立認定こども園の保育所部分含む)。

〔交付〕

各保育所が、実際に賃金改善を行う職員の範囲や方法を決定した「処遇改善計画」を作成。保育所の申請に基づき交付。保育所に対し、実績報告も求める。

※国が機械的にモデル計算した場合の改善月額 保育士1人当たり約8,000円。

◆国制度を活用した本市実施内容

市が国基準に上乗せして配置している保育士等に対しても、一般財源を活用することで約8,000円の賃金改善を実現

ウ 理科教育の充実

332 百万円〔国費 182 一般財源 150〕

国の補助制度を活用して、本市の理科教育を充実させます。

●理科支援員配置事業

27 百万円〔国費 21 一般財源 6〕

小学校に通学する児童が在学中、少なくとも小学5、6年生の間に1度は、理科支援員（※）が配置された学校で授業を受けることができるよう、理科支援員の配置校を拡充します。

◆当初予算における配置校：100 校 → 補正後の配置校：172 校

※理科支援員の概要

理科の授業における観察・実験活動等授業の充実や、教員の指導力向上を目的として非常勤特別職員を配置。

●理科教材整備事業

305 百万円〔国費 161 一般財源 144〕

児童生徒が主体的に実験・観察に取り組むことを目的として、基礎的な教材（顕微鏡等）について、充実します。

◆現在：概ね4人で1器具を使用 → 補正後：概ね2人で1器具を使用

エ スクールサポート事業

84 百万円〔国費 28 一般財源 56〕

国において創設された、学力向上のための指導員の派遣などに関する補助制度を活用し、授業への集中などが困難な児童・生徒へのきめ細かな対応をサポートする非常勤講師の配置校数を新たに50校拡充します。

◆当初予算における配置校：150 校 → 補正後の配置校：200 校

オ 緊急雇用創出事業

11 事業 351 百万円〔県費〕

国の24年度経済対策補正の一環として、県基金「緊急雇用創出臨時特例基金」が積み増しされたことにより創設された「起業支援型地域雇用創造事業」(※)を活用して、一般会計及び中央と畜場費会計において、雇用創出にかかる11事業を実施します。

◆事業に従事する労働者数：94人（うち、新規に雇用する失業者数：82人）

※起業支援型地域雇用創造事業の概要

起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保するとともに、委託先企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出することを目的として実施

国において、高速鉄道整備に対する補助制度が拡充されたことにより、ブルーラインの高架橋等の耐震補強事業が補助制度の対象となったため、これに合わせて、一般会計から繰り出しを行います。

《参考 5月補正予算案 高速鉄道整備事業にかかる財源更正》 (単位：百万円)

	事業費	国費	企業債	一般会計 出資金	一般会計 補助金
補正前	19	—	15	4	—
補正後	19	5	4	4	6

(2) 臨時的な対応が必要な補正

ア 財団法人横浜開港 150 周年協会に対する補助

261 百万円〔一般財源〕

「開国博 Y 1 5 0」の受託事業者である株式会社アサツーディ・ケイが提起した民事訴訟について、東京高等裁判所から横浜市を含む当事者に対して示された調停条項案に基づき、横浜市は、財団法人横浜開港 150 周年協会に対し、同協会の固有資金で不足する額を補助します。

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 国民健康保険事業費会計

ア 前年度(24 年度)歳入不足見込額に対する繰上充用金 2,400 百万円〔滞納繰越保険料〕

24 年度決算において、収入不足が 24 億円となる見込みのため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定(※)に従い、25 年度の歳入を 24 年度に繰り上げて活用します。

※地方自治法施行令第 166 条の 2

「会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。」

【過年度の収入不足額の推移】23 年度：▲92 億円、22 年度：▲204 億円

(2) 中央と畜場費会計

ア 緊急雇用創出事業

3 百万円〔県費〕

⇒事業内容については、「2. 一般会計の歳出補正」(1) 才を参照

4. 企業会計歳入歳出予算補正

(1) 高速鉄道事業会計

ア 高速鉄道整備事業にかかる財源更正

国において、高速鉄道整備に対する補助制度が拡充されたことにより、ブルーラインの高架橋等の耐震補強事業が国庫補助制度の対象となりました。これに伴い、国庫補助金、一般会計補助金を受けるなど財源更正を実施します。

(単位：百万円)

	事業費	国費	企業債	一般会計 出資金	一般会計 補助金
補正前	19	—	15	4	—
補正後	19	5	4	4	6

イ 新たな地下鉄特例債制度の創設にともなう企業債の補正

24年度で現行の制度が終了した地下鉄特例債制度について、国において、新たな特例債制度(※)が創設されることとなったため、企業債(特例債(1,605百万円))を発行します。

※新たな地下鉄特例債制度の概要

地下鉄事業の経営健全化に資するため、一定期間内に発行した地下鉄事業債に係る支払利息相当額を対象として企業債(特例債)の発行を認める制度

- ・対象団体：累積欠損金を有する団体
- ・起債対象：平成3～12年度発行の地下鉄建設改良債に係る支払利息
- ・発行期間：平成25～34年度

◇添付資料

(参考) 25年度5月補正総括表

25年度5月補正について《総括表》

参考

歳入歳出補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化観光	財団法人横浜開港150周年協会補助事業	261	0	0	0	0	261
こども	私立幼稚園就園奨励補助事業	23	85	0	0	0	▲ 62
こども	保育士等处遇改善臨時特例事業	1,140	0	867	0	0	273
教育	理科支援員配置事業	27	21	0	0	0	6
教育	理科教材整備事業	305	161	0	0	0	144
教育	スクールサポート事業	84	28	0	0	0	56
財政	高速鉄道事業会計繰出金	6	0	0	0	0	6
各局	緊急雇用創出事業（10事業）	351	0	351	0	0	0
一般会計 合計		2,197	294	1,218	0	0	685

特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計繰入
健康福祉	前年度繰上充用金 【国民健康保険事業費会計】	2,400	0	0	2,400	0	0
経済	緊急雇用創出事業（1事業） 【中央と畜場費会計】	3	0	3	0	0	0
特別会計 合計		2,403	0	3	2,400	0	0

企業会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	企業債	一般会計繰入
交通	資本的収入 【高速鉄道事業会計】	0	5	0	0	1,594	6
企業会計 合計		0	5	0	0	1,594	6